

# 明日のために改革を

## 1. 『誰ひとり取り残さない』視点での施策展開

(質問数16-26)

2023年 2月定例会	本会議	代表質問	神崎	市長の政治姿勢 (1) 施政方針について ① 区制施行20周年について ② 組織改正について	① 「もっと身近に、もっとしあわせに」のキャッチフレーズのもと、区役所の更なるサービス向上に取り組んでいきたい。デジタル技術の活用、行政手続のオンライン化等。区役所窓口では、スムーズな手続きができるように。区民にとってのしあわせコーディネーターとしてサービス向上に取り組んでいきたい。 ② 新たな社会的課題に迅速に対応しつつ、新型コロナウイルス感染症への対応についても一層強化する必要があると判断をし、保険福祉局を保健衛生局及び福祉局に改正するに至った。地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築を引き続き図っていきたい。保健福祉局で所掌していた子育て支援医療費助成事業等を子ども未来局に一元化するなど、市民にとっても分かりやすい組織体制を構築した。
2023年 2月定例会	本会議	代表質問	神崎	市長の政治姿勢 (4) 思い残しある政策課題について ① 敬老祝い金支給事業	① 超高齢化社会という現状において、今後の高齢者福祉施策をどのように行っていくか、考えており、敬老祝金についても高齢者福祉施策全体の枠組みの中で必要な検討を行っていきたい。高齢者が住み慣れた地域でその人らしく自立した生活を送ることのできる社会の実現を目指し、引き続き検討し、そうした社会の実現に努めていきたい。
2023年 2月定例会	総合政策	議案外	高柳	『誰ひとり取り残さない』市政運営に向けて一外国人市民委員会について	外国人市民委員会の委員の方に、多文化共生施策のアドバイザーとしての役割を務めていただくことについて、委員の任期は2年であり、1回に限り再任が可能となっている。これまで多くの方が再任を希望され、2期にわたって活躍いただいているため、4年という比較的長い期間務めていただいております。1期目の活動を踏まえた意見をいただいております。委員には、任期終了後も海外姉妹友好都市の方々の受入れの際などの活動や、国際ふれあいフェアなどのイベント運営への協力など、様々な形で本市の多文化共生施策に関わりながらアドバイス等をいただいております。今後も公益社団法人さいたま観光国際協会国際交流センターの通訳・翻訳ボランティアに登録いただくなど、任期終了後も引き続き活動していただけるよう積極的に取り組んでいく。
2023年 6月定例会	本会議	代表質問	高柳	(1) 差別禁止の規範と制度化について (2) 障害者福祉と介護保険のはざまにあって	(1) 人権侵害については、さいたま地方法務局が管轄している。人権侵害事件として新たに受理した件数については、令和4年には163件、令和3年は74件、令和2年は、149件。内容については、SNSによる誹謗中傷等、インターネットをめぐる事件が45件。職場におけるパワーハラスメント等の労働関係が30件、同和問題が22件。差別事案が発生した際に、メッセージの発出を含め、市長による毅然とした対応を行っていく。  人権関連条例の制定状況については、民間団体の調査によると、人権全般を対象とした条例を制定しているのが375自治体、部落差別の解消等に向けた条例を制定しているのが144自治体、性的少数者への差別の禁止等に向けた条例を制定しているのが71自治体。本市の取組としては、「人権教育及び人権啓発推進 さいたま市基本計画」、及び「同和問題の早

					<p>期解決に関する基本方針」を定めており、それぞれの実施計画に事業を位置づけ、実施をしてきた。</p> <p>(2) 5年度から令和7年度の3年間に65歳となり介護保険サービスへの移行が見込まれる障害者は、225人。介護保険サービスにおける利用者負担について、障害者サービスでは利用者負担が生じない住民税非課税世帯等においても、介護保険サービスへの移行により、一定の利用者負担が生じていく。「新高額障害福祉サービス等給付費」制度により、後日還付して、負担の軽減を図っていく。また、障害福祉サービスに相当するサービスを優先して利用いただく。個別の状況に応じ、障害福祉サービスを引き続き利用いただくこととしている。</p>
2023年6月定例会	本会議	一般質問	佐伯	JR無人駅のバリアフリー化	本市としては、これまで鉄道事業者に対して、係員不在時間等をなくすような係員の配置を含めた、ホームや駅構内の安全確保への配慮を要望してきている。今後も引き続き強く要望していく。
2023年9月定例会	本会議	代表質問	添野	<p>人権にもとづく男女共同参画の推進</p> <p>(1) ジェンダー平等推進施策について</p>	(1) 本市では、第5次男女共同参画のまちづくりプランにおいて、政策・方針決定過程への助成の参画拡大を積極的に進めていくとともに、ワークライフバランスの推進や、働く場における男女の均等待遇の促進に取り組むことにより、政治および経済分野における女性の参画を促進していきたい。職員研修については、新規採用職員向けの研修を実施し、新たに新任課長を対象にジェンダーの課題について研修を行うことで、組織としてジェンダー平等の意識を広げていくことができるものと考えている。今年度内には、全庁の職員を対象に、ワークライフバランスを推進するための研修も予定している。
2023年12月定例会	本会議	一般質問	相川	<p>「生きること」を諦めようとしている人をつなぐために</p> <p>(1) 自損行為に対応した消防職員へのケア等について</p> <p>(2) つなぐ支援について</p>	<p>(1) 消防職員が災害現場での強い精神的ショックを受けたりするストレスに対応するため、ストレスケアに関する知識及び技術を習得させるための職員養成研修を実施している。この養成研修を受けた職員が、ストレスケアの必要な職員に対し、グループミーティングを行うことにより、心的外傷性ストレス障害などのケアを実施している。併せて、産業医による定期的な健康相談、保健師による面談は、いつでも相談できる体制としており、この他、メンタルヘルスに関する研修も実施している。</p> <p>(2) 自殺未遂者の再企図を防ぐためには、市と関係医療機関が相互に、連絡調整を図るため、「さいたま市自殺対策医療連携事業連絡調整会議」を設置するほか、庁内横断的な対応を推進するため、「さいたま市自殺対策庁内検討会」を設置している。消防職員に向けたゲートキーパー研修を行うほか、消防職員が、救急活動の中で、参考にできるよう精神科医療機関や相談先の情報が掲載されている「こころの健康ガイド」を配布している。</p>
2023年12月定例会	総合政策	議案外	相川	<p>(1) 空襲被害の本市の現在の実態把握について</p> <p>(2) 戦地体験DVD作成の経緯と教育委員会等との連携について</p>	<p>(1) 本市における空襲被害については、合併前の旧4市が作成した市史の記述により把握をしていて、市史に空襲被害が記載されていない旧岩槻市を除く旧3市について被害状況を把握しているところ。</p> <p>(2) 戦争を経験された方の体験談を募集して収録を行い、平和学習の教材となるDVDビデオの制作を行った。活用実績としては、市内全ての市立学校へ配付し、各学校における平和学習教材として活用しているほか、全ての市立図書館に配架し貸出しを行っている。引き続き、</p>

					小中学校の校長会における活用の呼びかけ、各小中学校への活用状況のアンケート調査の実施など、教育委員会と連携しながらDVDの活用を促進し、子供たちが戦争の悲惨さと平和の尊さについて学ぶ機会の充実を図っていく。
2023年 12月定例会	市民生活	議案外	高柳	犯罪被害者支援の取組について (1) 国県市の連携とすみ分けについて (2) 支給対象から家族関係が除かれている理由について (3) 男性に対するハラスメントについて	(1) 実際の支援に当たり、犯罪被害者等基本法に基づき、埼玉県、さいたま市はそれぞれの条例を制定し、施策の策定や支援の実施を行っている。埼玉県は埼玉県警察、公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センターと一体となり、彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センターを運営し、犯罪被害に遭われた方やその御家族への支援を行っている。本市は見舞金の支給等、条例に基づく支援を行うほか、各種保健医療福祉制度の実施主体であることから、庁内関係部局が所管する制度の案内等を行っている。個別の支援策については、より犯罪被害者等のニーズに合ったものにするために、見直しについて検討していきたい。 (2) 犯罪被害者または見舞金や助成金の給付を受けようとする者、法律相談を利用しようとする者と加害者との間に家族関係がある場合は、それらの支援を行わないことができるとしている。家族関係がある場合に、見舞金や助成金の給付を行うことで、被害者等だけでなく加害者が利益を受けるおそれがあるため設けているもの。 (3) 男女共同参画相談室では、男性を対象とする相談として、男性の公認心理士による男性の悩み電話相談、主に男性の弁護士による男性の法律相談を実施している。過去3年度の件数は、悩み相談、法律相談を合わせ、令和2年度が57件、令和3年度が77件、令和4年度が113件。内容としては、離婚等半配偶者との問題や精神的な問題が多く、性被害やハラスメントを主訴とするものは受けていない。
2023年 12月定例会	保健福祉	議案外	西山	平和と福祉行政の取組について (1) 平和と福祉行政の取組について	(1) 本市の戦没者追悼式は、本市にゆかりのある軍人等をはじめ、戦争により被害に遭われた方を追悼するため、本市と浦和、大宮、与野、岩槻の4遺族会との共催により開催をしている。戦没者追悼式で追悼の対象としておりますのは、軍人や軍属であった方に限らず、空襲 その他の戦争被害者全ての方々を対象としている。市独自の戦災傷害者に対する見舞金制度創設に対する考えについては、軍人等に限らず空襲被害などの戦争被害に遭われた民間の方々を対象とした独自の見舞金制度を設置している他自治体がある。今後とも、国や他自治体における援護事業に関する動向を注視していきたい。
2024年 2月定例会	本会議	代表質問	阪本	市長の政治姿勢について (1) 4期目最終年度を迎えての市長の想いは	(1) 「運命の10年」そして次なる「シンカの10年」は、さいたま市が、人口減少、そして一層の少子高齢化が進む中であって、様々な政策課題を解決するための、希望の未来を引き継いでいくための期間だと捉えている。さいたま市の更なる「シンカ」を前に進めるために、市民の皆さんからいただいた市長任期4年の残り1年を全力で取り組む覚悟だ。
2024年 2月定例会	本会議	代表質問	西山	(1) さいたま市の難民支援について (2) 社会全体で子ども、若者を支えるまちづくりについて	(1) 東京出入国在留管理局からの通知において、令和5年4月から12月までの間で14名。ウクライナから本市へ避難されている方は現時点で12名 把握しており、うち11名の方が特定活動の在留資格となっている。現在、避難民の方々からニーズが高まっている就労や日本語習得についても、他機関とも連携し、きめ細やかな支援を行っている。さいたま観光国際協会国際交流センターにおいて、在留資格を問わず、外国人の暮らしをサポートする相談

					<p>窓口として、英語、中国語、韓国・朝鮮語のほか、テレビ電話を用いた多言語相談を実施しており、埼玉県国際交流協会が運営する「外国人総合相談センター埼玉」とも協力・連携を図り、情報交換等を行っている。この度、出入国管理及び難民認定法が改正され、要件を満たす方が難民に準じて保護されることとなり、こうした方も本市に定住されるケースも想定されるので、今後も他機関とも連携を図りつつ、安心して本市で暮らしていただけるよう支援を行っていく。</p> <p>(2) 今年度は、子ども食堂やフードパントリー等へ支援をさらに拡大した。令和6年度には、新たに常設型の居場所支援のモデル事業を予定している。まずは、子どもたちが歩いて通える小学校区に1つの割合で、居場所を確保できるように取り組んでいる。フードパントリーなど支援対象を拡大している。引き続き、各支援対象の困り事を把握した上で、活動場所の確保など、各団体の活動継続に必要な支援を行っていききたい。</p>
2024年6月定例会	本会議	一般質問	相川	<p>相談者の声から市政提言していくことについて</p> <p>(1) 本市の相談支援体制について</p> <p>(3) アウトリーチ支援について</p>	<p>(1) DV被害者を含む困難な問題を抱える女性への支援において、「さいたま市DV防止対策関係機関ネットワーク会議」を開催し、相談の中から見えてきた課題について話し合いを深め、各関係機関における今後の相談対応のありかた等に活用している。女性の悩み相談での相談内容を、男女参画の推進施策に反映させている。</p> <p>(3) ひきこもり支援については、相談を受けた個々の状況に合わせ、きめ細く対応し、必要に応じてアウトリーチ支援も行っている。今後も段階に応じた丁寧な支援を行えるよう努める。</p>
2024年6月定例会	本会議	一般質問	佐伯	<p>誰一人取り残さないさいたま市に</p> <p>(1) さいたま市障害者の利用に係る公の施設使用料等減免条例の改正について</p>	<p>(1) 障害のある方及びその介護者の経済的負担の軽減及び社会参加の促進を図るため、さいたま市障害者の利用に係る公の施設使用料等減免条例を制定し、市内96か所の公共施設で使用料等の減免を実施しているが、指定難病の受給者は含まれておらず、埼玉県の減免対象と異なっているのが現状。今後、関係部局と連携しながら、指定難病の受給者を減免対象に含めることについて検討を行っていく。</p>
2024年9月定例会	本会議	代表質問	高柳	<p>ジェンダー平等と人間擁護の取組について</p> <p>(2) 不当な差別表現への厳しい対処を</p>	<p>(2) 北足立郡同和対策推進協議会からさいたま地方法務局、及び埼玉県に対して、差別的な書き込みの削除要請を、令和元年度から令和5年度までに合計118件行っており、そのうち、これまでに52件が削除されている。従来のプロバイダ責任制限法が改正され、情報流通プラットフォーム対処法が成立した。このことから、法の施行により、インターネット上の誹謗中傷等の削除について、迅速性かつ透明性が確保され、被害者の救済や人権の擁護につながることを期待をされている。本年5月17日の公布から起算して1年を超えない範囲で施行することとされており、今後、より具体的な実施方法やガイドライン等が国から示される予定。ハイトスピーチについて、本市においても、差別的な事案が生じた場合には、メッセージの発出を含め、市長による毅然とした対応を行っていく。</p>
2024年9月定例会	市民生活	議案外	高柳	<p>犯罪被害者支援条例について</p> <p>(1) 運用状況について</p>	<p>(1) 令和3年4月1日に、さいたま市犯罪被害者等支援条例を施行後、相談件数は、令和3年度、犯罪被害に関する相談54件、その他の相談22件、計76件、令和4年度、犯罪被害に関する相談40件、その他の相談11件、計51件、令和5年度、犯罪被害に関する相談45件、その他の相談4件、計49件。令和3年度、見舞金として4件40万円、日常生活等支</p>

			<p>(2) 条例見直しについて  (3) 性暴力犯罪被害者への支援について</p>	<p>援に係る助成金の支給として1件20万円、令和4年度、見舞金として3件50万円、法律相談1回、令和5年度、見舞金として3件30万円、法律相談3回を実施している。これまでの相談件数や支援の実績等を踏まえ、課題としては、対象となる被害者の方に情報を届けるための広報啓発、支援内容が実態やニーズに合っているかの見直し、警察をはじめとする関係機関との連携の強化等があると考えている。</p> <p>(2) 今後の見直しや取組については、日常生活等支援及び法律相談について、不同意性交等の未遂や不同意わいせつの被害者も対象に含める、性犯罪の定義や遺族の範囲などの要綱の記載内容を見直し、啓発用のリーフレット以外に被害者や遺族向けのものを懇話会委員や関係機関と協議しながら作成する等を行きたいと考えており、関係課と協議し進めていく。</p> <p>(3) 懇話会での意見を踏まえ、日常生活等支援及び法律相談について、不同意性交等の未遂や不同意わいせつの被害者も対象に含めることや性犯罪の定義の見直しを行い、性犯罪被害者への支援を一層進めていく。</p>
--	--	--	--	--